

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

教育委員会

- 宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令
- 事務職員等研修規程の一部を改正する訓令
- 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令
- 指導力不足等教員の取扱いに関する規程を廃止する訓令

ページ

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会公印規程(昭和三十五年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表(第一条関係)第二号の表中

地方機関の印

一般文書用

方〇

宮城県(地方機関等名)長之印

各地方機関の長

を

一般文書用

方〇

宮城県(地方機関等名)長之印

各地方機関等の長

地方機関等の印

一般文書用

方〇

宮城県北部教育事務所長之印
栗原地域事務所用

宮城県北部教育事務所栗原地域事務所長

に改める。

一般文書用

方〇

宮城県東部教育事務所長之印
登米地域事務所用

宮城県東部教育事務所登米地域事務所長

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地方機関の長、校長及び」を「地方機関及び地域事務所（以下「地方機関等」という。）の長、校長並びに」に、「所長等」を「これらを「所長等」に、「地方機関」を「地方機関等」に改める。

（委任事務の専決）

第四条の二 地域事務所の長は、教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会規則第三号）の規定により教育事務所に委任された事務のうち、当該地域事務所の所掌事務に関するものを専決することができる。

第十条中「地方機関」を「地方機関等」に改める。

別表第一第二号の表第一号中「地方機関」を「地方機関等」に、同表第三号中7を9とし、6を8とし、5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 育児短時間勤務の承認及び期間の延長の承認並びに育児短時間勤務に係る養育状況

変更届の受理

5 自己啓発等休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し

別表第一第二号の表第五号中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 育児短時間勤務の承認及び期間の延長の承認並びに育児短時間勤務に係る養育状況

変更届の受理

5 自己啓発等休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し

別表第一第四号の表第一号中「9まで」を「11まで」に改め、11の次に次のように加える。

12 昇給の決定

(1) 行政職給与表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給与表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの

(2) (1)以外の職員

別表第一第四号の表第一号中10及び11を削り、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6を8とし、5を7とし、4の次に次のように加える。

5 育児短時間勤務の承認及び期間の延長の承認並びに育児短時間勤務に係る養育状況

変更届の受理

6 自己啓発等休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し

別表第一第四号の表第二号3(1)中「及び第三号」を削り、同表第三号中「4から7」を「3から8」

に改め、同表第三号中2を次のように改める。

2 昇給の決定

(1) 行政職給与表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給与表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの

(2) (1)以外の職員

別表第一第四号の表第三号中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別表第一第四号の表第三号中8を9とし、7を8とし、6を7とし、4の次に次のように加える。

5 育児短時間勤務の承認及び期間の延長の承認並びに育児短時間勤務に係る養育状況

変更届の受理

6 自己啓発等休業の承認及び休業期間の延長の承認並びに休業の承認の取消し

別表第一第六号の表第二号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のとおり加える。

1 学校が行う教育活動等の評価結果の報告の受理

別表第一第七号の表第二号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のとおり加える。

5 学校が行う教育活動等の評価結果の報告の受理

別表第二第二号の表中「教育事務所」の下に「及び地域事務所」を加え、同表第六号を次のように改める。

六 教育職員免許法附則第一項の規定による免許教科以外の教科の教授担任の許可

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「教育庁の地方機関」の下に「(地域事務所を含む。以下同じ。)」を加え、同条中「地方機関等」を「これらを「地方機関等」に改める。

第三条第二項中「(学校を除く。)」を削る。
第六条の二第一項中「(学校を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第七条第一項中「(学校において備えるものを除く。)」を削り、同項第一号中「又は様式第一号の二」を削り、同項第二号中「様式第一号の三又は様式第一号の四」を「様式第一号の二」に改め、同項第十一号中「又は様式第九号の二」を削る。

別表中「宮城県大崎教育事務所 大崎教」を「宮城県北部教育事務所

北教」に改め、宮城県栗原教育事務所及び宮城県登米教育事務所の項を削り、「宮城県石巻教育事務所 石巻」を「宮城県東部教育事務所 東教」に改め、宮城県南三

陸教育事務所の項の次に次のように加える。

宮城県北部教育事務所 栗原地域事務所 北教栗

宮城県東部教育事務所 登米地域事務所 東教登

別表中宮城県泉が岳自然の家の項を削り、「宮城県第一女子高等学校 宮一女」を「宮

城県宮城第一高等学校 宮一高」に改め、宮城県矢本高等学校の項を削り、宮城県松山高

等学校の項の次に次のように加える。

宮城県田尻さくら高等学校 田さ高

様式第一号の二を削り、様式第一号の三を様式第一号の二とする。

様式第一号の四を削る。

様式第九号の二を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

事務職員等研修規程(昭和五十二年宮城県教育委員会訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「三種」を「四種」に改め、同項第一号中「一般研修」を「階層別研修」に改め、

同項第三号中「前二号に掲げる研修」を「前三号に掲げるもの」に、「知識」を「知識、技能、技術等」に改め、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 選択制研修 職務上必要な知識及び技能を向上させるため行う研修で、職員の自主的な選択により受講できるもの

第四条第一項中「一般研修」を「階層別研修、選択制研修」に、「種別、対象、期間及び科目」を「種別及び対象」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を第二項とする。

第六条中「市町村教育委員会」の下に「。以下同じ。」を加える。
別表を次のように改める。

種 別	対 象
一 階層別研修	新たに採用された者
1 新任職員研修(前期・実務・後期)	採用から五年を経過した者
2 主事・技師級研修	主査又はこれに相当するものとして総務課長が別に定める職に発令された者
3 主査級研修	主任主査又はこれに相当するものとして総務課長が別に定める職に発令された者
4 主任主査級研修	県立学校の事務次長に発令された者
5 事務次長研修	本庁の課長補佐、県立学校の事務室長又はこれに相当するものとして総務課長が別に定める職に発令された者
6 管理者研修	総務課長が別に定める年齢の基準に該当する者
7 キャリアデザイン研修	宮城県教育委員会に属する単純労働職員の給与に関する規則(平成十四年宮城県教育委員会訓令甲第五号)の適用を受ける者
8 労務職員研修	受講を希望する者で、所属長の推薦に基づき総務課長が決定したもの
二 選択制研修	初めて市町村立の小学校又は中学校に勤務する者
三 専門研修	市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校の事務職員のうち受講を希望する者で、所属長の推薦に基づき総務課長が決定したもの
1 小中学校事務職員実務研修	専門技術を必要とする総務課長が認められた者
2 事務職員OA研修	県立学校の学校司書に発令された者
3 専門技術研修	
4 学校図書館担当事務職員研修	

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「泉が岳自然の家所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

指導力不足等教員の取扱いに関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

指導力不足等教員の取扱いに関する規程を廃止する訓令

指導力不足等教員に関する規程（平成十五年宮城県教育委員会訓令甲第二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に研修教員と認定されている教員及び校内研修を受けている教員については、旧指導力不足等教員の取扱いに関する規程は、この訓令の施行後も、なお効力を有する。